

○ 美幌・津別広域事務組合職員住宅管理規則

〔平成3年3月7日
規則第5号〕

改正 令和3年12月22日規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、職員住宅（待機宿舍を含む）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組合構成町の条例等の準用)

第2条 この規則の施行に関して、事務局、消防本部及び美幌消防署職員は、美幌町職員住宅管理規則（昭和41年美幌町規則第1号）、津別消防署職員は、津別町職員住宅管理規則（平成11年規則第7号）を準用する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。